

指名停止措置の概要

1 経過等

甲府市上下水道局が発注した下水道管路施設及び雨水渠施設修繕業務委託（第二工区）（甲府市金竹町地内（東海大学付属甲府高等学校西））において、令和4年8月5日午前8時30分ごろ、重機を前後に移動しながら作業を行っていた際、後方に移動した重機に交通誘導員の左足すねが接触し、重傷を負った。このことは、当該業者の安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故と認められる。

2 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

（1）対象者

有限会社 管清社
代表取締役 脇 久
甲府市古上条町126-2

（2）期間

令和4年8月23日 ～ 令和4年9月5日（2週間）

3 指名停止措置の理由

甲府市上下水道局発注の修繕業務委託において、安全管理の措置が不適切であったため、負傷者を生じさせた。

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第1第8号の措置要件に該当する。

《参照：別表第1》（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（工事関係者事故） 8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間 以上2か月以内